

1. 環境保全措置の実施状況

【埋立地関連】

環境の要素の区分		環境保全措置の検討		実施状況
大気質	二酸化硫黄、 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 一酸化炭素	[利用時]	埋立地の利用に伴う周辺大気環境への影響を低減するため、埋立地を利用する関係事業者等に公共交通機関の利用や低公害車の導入を要請する。	工事中であり、埋立地を利用する段階に至っていない。
		[工事の実施]	埋立用材、建設資材等の運搬にあたっては、陸上輸送による都市部の大気環境への影響を低減するため、原則として海上輸送により行うこととする。 さらに、周辺大気環境への影響を低減するため、低公害の施工機械の積極的な導入に努める。	埋立用材、建設資材等の運搬にあたっては、海上輸送により行っている。 さらに、周辺大気環境への影響を低減するため、可能な限り低公害の施工機械を導入している。
	トリクロロエチレン、 テトラクロロエチレン、 ベンゼン	[利用時]	埋立地の利用に伴う当該物質の排出をできる限り抑制するため、排出抑制効果の高い施設構造を採用する。	工事中であり、埋立地を利用する段階に至っていない。
水象	海水の流れ	[存在・利用時]	海水の流れの変化を低減するため、新島南防波堤では、透過型構造を採用する。	新島南防波堤については、具体的な設計に至っていないが、透過型構造に関する情報収集等を行っていく。
水質	化学的酸素要求量(COD)、 全窒素(T-N)、 全燐(T-P)、 溶存酸素量(DO)	[存在・供用時]	周辺海域の水質の改善と事業による水質への影響を低減するため、市内河川、大阪港内の汚泥浚渫で発生する底泥の受入、大阪市水環境計画に基づく水質汚濁負荷量の低減などの諸施策の積極的推進、新島南防波堤における透過型構造の採用・護岸建設の段階的施工などの対策を実施する。	2-2区は、浚渫した底泥を受入れる段階に至っていないが、大阪市水環境計画に基づき、海面清掃等を実施して水質汚濁負荷量の低減を図っている。 2-1区は平成25年8月から護岸建設工事を開始しているが、水質への影響を低減するため、汚濁防止膜を工事実施区域の周辺に展張している。 新島南防波堤については、具体的な設計に至っていないが、透過型構造に関する情報収集等を行い、護岸建設工事は段階的に行う計画である。
	工事中の濁り、 廃棄物処分場からの 余水排水	[工事の実施]	工事による水質への影響を低減するため、外周護岸概成後に土砂を投入する、汚濁防止膜の早期展張、余水排水の適切な処理、環境監視の実施等の対策を行う。	1区の護岸建設工事中は、水質への影響を低減するため、汚濁防止膜を工事実施区域の周辺に展張してきた。外周護岸概成後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく検査に適合したうえで、平成21年10月より廃棄物を投入している。 余水排水は、排水処理施設で適切に処理した後に放流しており、管理目標値を遵守している。 2-1区は護岸建設工事中で、水質への影響を低減するため、汚濁防止膜を工事実施区域の周辺に展張している。 環境監視としては、平成13年10月に作成・公表した事後調査計画書(平成25年7月改訂)に基づき、事後調査を実施している。

環境の要素の区分		環境保全措置の検討		実施状況
騒音	道路交通騒音	[利用時]	埋立地利用時の道路交通騒音が周辺環境に及ぼす影響を低減するため、埋立地を利用する関係事業者等に公共交通機関等の利用を要請する。	工事中であり、埋立地を利用する段階に至っていない。
	建設作業騒音	[工事の実施]	埋立工事中の建設作業騒音が周辺環境に及ぼす影響を低減するため、低公害の施工機械の積極的な導入に努める。	工事中の建設作業騒音が周辺環境に及ぼす影響を低減するため、可能な限り低公害の施工機械を導入している。
振動	道路交通振動	[利用時]	埋立地利用時の道路交通振動が周辺環境に及ぼす影響を低減するため、埋立地を利用する関係事業者等に公共交通機関等の利用を要請する。	工事中であり、埋立地を利用する段階に至っていない。
低周波空気振動		[工事の実施]	埋立工事中の低周波空気振動が周辺環境に及ぼす影響を低減するため、作業船の点検・整備を十分に行うなどの対策を実施する。	工事中の低周波空気振動が周辺環境に及ぼす影響を低減するため、作業船の点検・整備を十分に行うなどの対策を実施している。
悪臭		[工事の実施]	埋立工事中の悪臭が周辺環境に及ぼす影響を低減するため、廃棄物の埋立処分に際しては、受入基準に基づき著しく悪臭を発するものは受け入れないとともに、埋立作業面の覆土を励行するなどの対策を実施する。	工事中の悪臭が周辺環境に及ぼす影響を低減するため、廃棄物の埋立処分に際しては、受入基準に基づき著しく悪臭を発するものは受け入れていない。なお、陸上部の埋立の際には、埋立作業面の覆土を励行するなどの対策を実施する。
陸域生態系(鳥類)		[存在・利用時]	埋立地の西側水際線は、人工磯や生物の生息・生育地の確保など、環境創造の場として積極的に整備し、北側水際線についても、自然に近い護岸整備を行う。また、西側及び北側護岸背後の緑地整備にあたっては、鳥類の生息場の創出に配慮する。	埋立地の西側水際線は、人工磯や生物の生息・生育地の確保など、環境創造の場として整備するため、傾斜構造としている。また、北側水際線についても、自然に近い護岸整備のため緩傾斜構造としている。 なお、西側及び北側護岸背後の緑地については、具体的な整備の段階には至っていない。
		[工事の実施]	工事中は、事業地内の鳥類の飛来、営巣、繁殖の状況を適切に把握し、コアジサシ等の営巣、繁殖が確認された場合には、営巣地周辺での工事の実施に配慮する。	現在陸域化している1区護岸においては、定期的な巡視点検時にコアジサシ等の飛来、営巣、繁殖状況の確認を行っており、コアジサシの営巣、繁殖が確認された場合には、作業員への注意喚起等コアジサシ保護の取組を実施している。 なお、土地形成後は、必要に応じ埋立地内でコアジサシ等の営巣確認調査を追加する。

環境の要素の区分	環境保全措置の検討		実施状況
海域生態系	[存在・利用時]	<p>底層における貧酸素状態の低減と多様な海域生物の生息空間を創出するため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内河川、大阪港内の汚泥浚渫で発生する底泥の受入、大阪市水環境計画に基づく施策の積極的推進 ・人工磯、傾斜護岸等による生物生息場の創出 ・垂直護岸等における海水の鉛直混合を促進する構造の採用に向けた検討の推進 ・新島南防波堤における透過型構造の採用などの対策を実施する。 	<p>2-2区は、浚渫した底泥を受入れる段階に至っていないが、大阪市水環境計画に基づき、海面清掃等を実施して水質汚濁負荷量の低減を図っている。</p> <p>2-1区は護岸建設工事による海域生物の生育・生息環境への影響を低減するため、汚濁防止膜を工事実施区域の周辺に展張している。</p> <p>護岸の建設にあたり、垂直護岸等における海水の鉛直混合を促進する構造について検討した結果、実用的な技術は存在せず、採用には至らなかったが、生物生息場を創出するため、西側水際線及び北側水際線は傾斜構造等を採用している。</p> <p>また、新島南防波堤については、具体的な設計に至っていないが、透過型構造に関する情報収集等を行っている。</p>
	[工事の実施]	<p>埋立工事による海域生物の生育・生息環境への影響を低減するため、外周護岸が概成してから埋立用材を投入するとともに、汚濁防止膜の早期展張、余水排水の適切な処理、環境監視の実施等の対策を実施する。</p>	<p>1区の工事による海域生物の生育・生息環境への影響を低減するため、汚濁防止膜を工事実施区域の周辺に展張してきた。外周護岸概成後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく検査に適合したうえで、平成21年10月より廃棄物を投入している。</p> <p>余水排水は、排水処理施設で適切に処理した後に放流しており、管理目標値を遵守している。</p> <p>2-1区は護岸建設工事による海域生物の生育・生息環境への影響を低減するため、汚濁防止膜を工事実施区域の周辺に展張している。</p> <p>環境監視としては、平成13年10月に作成・公表した事後調査計画書(平成25年7月改訂)に基づき、事後調査を実施している。</p>
廃棄物	[工事中]	<p>埋立工事及び施設建設においては、工事の請負業者に対して関係法令を遵守させ、自らの責務において分別排出、再資源化に努め、適正に処理するよう指導するほか、廃棄物の発生量を抑制するため、工事加工資材の活用等の対策を実施する。</p>	<p>工事の請負業者に対して、関係法令の遵守を指導するとともに、自らの責務において分別排出、再資源化に努め、適正に処理するよう指導している。</p> <p>また、可能な限り工事加工資材の活用等を指導している。</p>
地球環境(温室効果ガス)	[利用時]	<p>埋立地の利用に伴う二酸化炭素排出量を低減するため、関係事業者等に公共交通機関等の利用、低公害車の導入や施設の整備にあたり省資源・省エネルギーを最大限考慮したものとすることを要請する。</p>	<p>工事中であり、埋立地を利用する段階に至っていない。</p>
	[工事中]	<p>埋立工事の実施に伴う二酸化炭素排出量を低減するため、低公害・省エネルギー型の施工機械の積極的な導入に努める。</p>	<p>工事の実施に伴う二酸化炭素排出量を低減するため、可能な限り低公害・省エネルギー型の施工機械を導入している。</p>

【搬入施設関連】

環境の要素の区分			環境保全措置の検討	実施状況
大気質	二酸化硫黄、 二酸化窒素、 浮遊粒子状物質、 一酸化炭素	[利用時]	廃棄物輸送車の走行に伴う周辺大気環境への影響を低減するため、分散配置された既設の搬入施設を活用するとともに、搬入ルートの設定及び受入時間帯の調整により輸送車の集中を緩和する。	廃棄物輸送車の走行に伴う周辺大気環境への影響を低減するため、分散配置された既設の搬入施設を活用するとともに、搬入ルートの設定及び受入時間帯の調整により輸送車の集中を緩和している。
騒音	道路交通騒音	[利用時]	廃棄物輸送車の走行に伴う騒音が周辺環境に及ぼす影響を低減するため、分散配置された既設の搬入施設を活用するとともに、搬入ルートの設定及び受入時間帯の調整により輸送車の集中を緩和する。	廃棄物輸送車の走行に伴う騒音が周辺環境に及ぼす影響を低減するため、分散配置された既設の搬入施設を活用するとともに、搬入ルートの設定及び受入時間帯の調整により輸送車の集中を緩和している。
振動	道路交通振動	[利用時]	廃棄物輸送車の走行に伴う振動が周辺環境に及ぼす影響を低減するため、分散配置された既設の搬入施設を活用するとともに、搬入ルートの設定及び受入時間帯の調整により輸送車の集中を緩和する。	廃棄物輸送車の走行に伴う振動が周辺環境に及ぼす影響を低減するため、分散配置された既設の搬入施設を活用するとともに、搬入ルートの設定及び受入時間帯の調整により輸送車の集中を緩和している。
悪臭		[利用時]	搬入施設の利用に伴う悪臭が周辺環境に及ぼす影響を低減するため、受入基準に基づき著しく悪臭を発するものは受け入れないとともに、積込施設を建屋構造とする、施設内の清掃等管理の徹底に努めることとする。	搬入施設の利用に伴う悪臭が周辺環境に及ぼす影響を低減するため、受入基準に基づき著しく悪臭を発するものは受け入れないとともに、積込施設を建屋構造とし、施設内の清掃等管理を徹底している。